

成年後見制度の現状。 【成年後見法世界会議に参加して】

先月号で、今年の10/2～10/4日の3日間、世界で初めての「**2010年/成年後見法世界会議**」(参加20ヶ国・参加者500余名)が、「パシフィコ横浜」で開催されたことを記しましたが、以下はその参加感想記です。

【会場の「パシフィコ横浜」は、先月11月各国首脳が参加し、日米協調?／沖縄基地問題・日中尖閣諸島領土問題・日ロ北方領土問題等の首脳会談も行われた、APEC(アジア太平洋経済協力会議)の開催会場と同じ場所で、全館通訳設備等も完備し、国際会議には非常に適しています】

1. 日本の高齢化状況。

成年後見を必要とする、日本の高齢化が急速に進んでいることは、メディア報道の通りですが、具体的に次の数値(H21.10.1日現在)がある。

日本の総人口 1億2,751万人
65歳以上の高齢人口 2,901万人(高齢化率22.8%)
〔「65～74歳」人口 1,530万人/総人口比率12.0%〕
〔「75歳以上」人口 1,371万人/総人口比率10.8%〕

高齢化率は、30年前の9.1%・20年前の12%・10年前の17.3%・現在22.8%(世界1位)・10年後予想30%と比較すると、その急騰振りは為替「円高」より激しい。(総務省「21年度高齢化の状況」より)

上記高齢化現象から10年前に、「**介護保険制度**」と「**成年後見制度**」が施行されたことは、皆さんご存じの通りです。当時の国会では「まだ不十分な法律だ。」との反対意見もあったが、「不十分でも兎に角発足しないと、核家族化と高齢化には対応できない。不備なところは、走りながら手直しをして対応するしかない。」と、強引とも言える採決で成立したことを記憶しています。この政治判断は今では多くの高齢者が、介護保険の恩恵に助

顧問

高柳幸雄

(関東会・上野支部)



けられ、また家族等の介護負担軽減になっていると思います。

2. 高齢者入居施設の現状。

この介護保険の恩恵は、知人高齢者(2人)の世話(市民後見人的な財産管理等)の見回りに、介護付き有料ホーム・特養老人ホームを訪ねるにつけ、つくづく感じます。またホーム施設に勤務の若い人の入居高齢者への介護ぶりを見るにつけ、本当に感心します。

高齢者用の入居施設数はまだ少なく、入居希望でも入居待ちが多く、直ぐに入居出来ないのが現実です。また入居費用は最低でも、月に23万～25万を必要とすることから、一般の人にはある程度の年金収入がないと入居は不可でしょう。

私が関わっている入居者二人は、高度成長時代の元国鉄マンと元地方公務員で、定年まで勤めた関係から、老齢年金も予想より多く、入居費支払いに差程の支障はないが、もし中小企業勤務でしたら経済的に入居不可と思います。こんな処にも年金額の「官民格差」を感じます。

3. 成年後見人組織の現状。

「年をとったら、子供に任せておけば良い。」との従前思考から、「子供任せでは安心できない、自分の手で老後に備えよう。」との思考の拡がり、「成年後見人」の役割を大きくクローズアップさせた。

しかし、現在の認知症高齢者は約200万人・知的障害児約55万人・成人知的障害者及び交通事故等による高次脳機能障害者約300万人・独り暮らし100万人の合計約**650万人**と比較すると、この10年間の成年後見人の申立て件数が、**19万件**では余りにも少ない。

これは裁判所・行政・士業等のPR不足か

ら、一般の人には「成年後見制度」が、まだ周知・認知されていない状況だと思います。会員の皆さんも、周囲にこの制度を必要とする高齢者がいましたら、PRに努めて下さい。

高齢者が「自分の老後を、誰か成年後見人をお願いしたい。」と思っても、何処に相談し、何処へ依頼して良いのか?解らないのが現実だと思います。また制度が新しいだけに、司法書士・税理士・弁護士・行政書士・社会福祉士等の専門後見人の人材がまだ不足しています。税理士関与はまだ少ない。更に司法裁判所・行政市町村の担当部署の対応が、まだ事務的処理の状況にあります。

高齢者への民間支援組織としては、全国的組織の司法書士会『(社)成年後見センター・リーガルサポート』のネットワークが一番でしょう(司法書士会は、成年後見制度にいち早く取り組んでいた)。他に各士業会の「成年後見相談センター」はありますが、全国的な組織としての足並みは揃っていない模様です。

また行政サイドでは、各市町村の「福祉課・社会福祉協議会・社会福祉士」が身近な相談窓口となっています。しかし市町村の財源不足から十分な支援が出来得ない状況です。ここにも財源問題が足かせになっています。

4. 第三者成年後見人の現状。

制度発足10年目の節目時期の為か?最近のメディアに「成年後見制度」の報道が多い。認知症者を狙った悪徳セールスマン、証券マン銀行マンが無知に付け込み、リスクのある外国ファンド等の売付け行為、また親の預金を勝手に引出し・親の土地を無断で売却等の不正子供後見人が裁判所より解任された記事も見える。

【親族(子供)後見人は、裁判所また成年後見監督人の監督・承認を必要とするのに、親族後見人になると親等の財産を、自分の一存で「自由に引出し・処分できる」と勘違いしているふしがあり、成年後見制度の知識が充分でなく、問題を発生させ裁判所の処分を受けるケースが可成りある】

その為か、10年前の成年後見人は、「親族後見人が90%・第三者後見人が10%」だったが、最近の申立ては、「親族後見人が63.5%・第三者後見人36.5%」と、徐々に専門職「第三者

後見人」の比率が高くなっています。何か最近の世相を感じます。

最近の成年後見の申立件数は次の通りです。

成年後見申立件数	親族後見	第三者後見
平20年 26,459件 →	19,231件	7,228件
平21年 27,397件 →	18,762件	8,635件
21/20年 103.5%	97.5%	119.5%

(成年後見法 会議資料より)

第三者専門後見人の報酬については、裁判所の査定で決定されますが、月平均2～5万円程です。ボランティア精神の気持がないと務まりませんが、様々な人生と人間模様が見え、人生観を考えさせられます。

5. 市民後見人の登場

親族後見人・専門職後見人(士業等)のほかに、最近は市民後見人が登場している。市民後見人とは、成年後見法による後見人でないが、家裁の審判により選任される「第三者(簡易世話)後見人」を指し、近隣地域での一般個人後見世話人とも言えます。

一部の区市町村等で市民後見人の養成の動きがあり、一定期間(約60時間以上)の養成実務研修後に実際に活動している人がいます。東京都の品川区で40人・杉並区で24名が市民後見人として活躍しています。

煩雑で困難な財産管理・身上介護手配等は、専門職後見人に任せ、それ以外の簡易な日常金銭管理・日常買物・本人見回り・話し相手・身内と行政等への連絡等を、専門職後見人とタッグを組み、また専門職後見人不足、親族後見人の世話不足を補って、ボランティア的に従事しています。

これは新たな近隣地域コミュニティー・見回り社会の構築に貢献できる職分だと思います。定年等で第一線を退いた元気シニアの方には、新しく社会貢献できる場にもなり、高齢者を通しての新しい人との出会い、人間関係につながると思います。高齢化社会を、民間でも支える必要の時代に入っています。

成年後見は決して人ごとではない。誰しも「健康は財産です。」の思慮が必要だと思います。

— 次回に続く — (2010.11.14日記)